

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

2014年6月号

プロ向けファンドに関する規制の見直し案 — 適格機関投資家等特例業務に関する規制強化 —

- I. はじめに
- II. 規制改正の概要
- III. 実務上の留意点

森・濱田松本法律事務所
弁護士 中村 聡
TEL. 03 5220 1845
satoshi.nakamura@mhmjapan.com
弁護士 田中 光江
TEL. 03 5223 7788
mitsue.tanaka@mhmjapan.com
弁護士 増島 雅和
TEL. 03 5220 1812
masakazu.masujima@mhmjapan.com

I. はじめに

金融庁は、本年5月14日、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド制度）の見直しに関する政令・内閣府令案をパブリックコメントに付した。

ファンドに関しては、全国消費生活情報ネットワーク・システムにおける相談件数ベースで2009年の154件から2012年の1518件と3年間で約10倍と相談が急増しており、ベンチャーや有価証券、不動産、企業貸付などのほか、商品先物取引や外国為替証拠金取引などを投資対象として、虚偽説明や強引な勧誘といった勧誘時のトラブルのほか、元本保証のセールスや認知症高齢者を狙った販売トラブルなども目立っていた¹。こうした状況を受け、プロ向けファンド制度については、4月18日に証券取引等監視委員会から「出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要」との建議²、及び同月22日には内閣府消費者委員会から「プロ向けの仕組みという制度趣旨に則って整備されるべく諸要件等を見直すことが適当」との提言³がなされていた。

アベノミクスのもとでの成長戦略の実現のため、リスクマネー供給の拡大を通じた金融・資本市場活性化に向けた旗振り役を務めてきた金融庁であったが、ファンドを悪用した投資経験の乏しい者に対する不適切な勧誘・販売による被害発生という事態を踏まえて、ファンド投資家の要件の厳格化という形で、プロ向けファンド制度について投資者保護の観点から一転して厳しい態度で臨むこととなった。

¹ 2013年12月19日独立行政法人国民生活センター「投資経験の乏しい者に「プロ向けファンド」を販売する業者にご注意！」

² http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140418-1.htm

³ 適格機関投資家等特例業務についての提言
http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2014/155/doc/140422_teigen.pdf

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

II. 規制改正の概要

1. 背景

適格機関投資家等特例業務は、金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」（2005年12月22日）（以下「第一部会報告」という。）を受けて創設された制度である。第一部会報告は、集団投資スキームについて、一方において、一般投資家を対象とした事業型ファンドに関する多数の被害事例を念頭に、利用者保護ルールの徹底を図るため、これを実効性のある形で包括的・横断的に規制する必要性を指摘しつつ、他方において、もっぱら特定投資家を対象とするものについては、一般投資家を念頭に置いた規制を相当程度簡素化し、金融イノベーションを阻害する過度な規制とならぬよう配慮が必要であると結論付けていた。

すなわち、第一部会報告は、特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）を峻別した上で、プロについては規制緩和を推進しつつ、アマについては利用者保護を徹底することで、洗練されたプロ向け市場を整備することを目指していた。そして、ファンドについては、自己募集と資産運用の両面について、特定投資家（プロ）向け又は投資家数が一定数以下のファンドについては、より簡素な規制とするなど、十分な配慮が必要であるとされた。

これを受けて金融商品取引法（以下「法」又は「金商法」という。）に定められた適格機関投資家等特例業務では、原則として登録が必要な自己募集業務及び投資運用業務につき、これを届出のみで足りることとし（法第63条第2項）、金融商品取引業者に対して課される諸々の業規制については、虚偽告知の禁止（法第38条第1号）や損失補填等の禁止（法第39条）という限定的な行為規制しか課されないものとされている。

現行法は、このような適格機関投資家等特例業務に該当するための要件として、1名の適格機関投資家が確保されていることを条件として、最大49名まで「適格機関投資家以外の者」として一般投資家（アマ）が含まれていてもよいという規律となっている（法第63条第1項、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第17条の12第1項及び第2項）。比較的容易に創設することができる投資事業有限責任組合が適格機関投資家に該当することとされる規定（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第18号）とあいまって、詐欺的投資勧誘を行う者は、規制が緩く利用が容易な適格機関投資家等特例業務制度を悪用する例が多いといわれてきたところである。

（表）金融商品取引業者と適格機関投資家等特例業者との販売勧誘規制の比較

金融商品取引法上の 一般投資家向けの主な販売勧誘規制	金融商品取引業者 (第一種/第二種)	適格機関投資 家等特例業者
広告規制（法第37条）	○	×
契約締結前書面交付義務（法第37条の3）	○	×

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

契約締結時書面交付義務（法第 37 条の 4）	○	×
虚偽告知の禁止（法第 38 条第 1 号）	○	○
断定的判断の提供の禁止（法第 38 条第 2 号）	○	×
不招請勧誘の禁止（法第 38 条第 4 号）	○	×
説明義務（法第 38 条第 7 号）	○	×
損失補填等の禁止（法第 39 条）	○	○
適合性の原則（法第 40 条）	○	×

（○：規制が適用される、×：適用されない）

今般の規制の見直しは、以上のような状況のもとに置かれていたプロ向けファンドの投資家となることができる者（適格機関投資家等）につき、適格機関投資家以外の者について一定の投資判断能力を有する者に限定することとするものであるといえる。

（表）プロ向けファンドの投資家となることができる者（適格機関投資家等）の範囲

プロ向けファンドの投資家 となることができる者		現行規制 (属性・人数)	→	規制改正案 (属性・人数)
適格機関 投資家等	適格機関投資家	1 名以上	=	1 名以上
	適格機関投資家以外の者	無限定・49 名以下	→	限定・49 名以下

2. 規制改正案の内容

第一部会報告は、特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）は、一方から他方への移行の可否に応じて 4 類型に区分することができるものとしている。そして、これを受けて定められた金商法は、特定投資家に移行可能な一般投資家を、個人と法人に分けて要件付けている。現行法は、法人については特に要件を限定することなく特定投資家に移行することが可能とする一方で（法第 34 条の 3 第 1 項）、個人についてはこれを富裕層個人の類型とファンド関係者の類型に分けて、前者については純資産額要件、投資性金融資産要件、時的要件を課すこととしている（法第 34 条の 4 第 1 項第 2 号、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第 62 条）。

このような経緯を踏まえ、先述の消費者委員会の提言は、適格機関投資家等特例業務における適格機関投資家以外の投資家の範囲として、特定投資家の要件を参考にしつつ、ファンド投資という特殊な類型に関する制限であることを踏まえた実質的に適合的な要件とするという観点から、以下のとおりとすべきと提案していた。

- ① 法人について、特定投資家には特段の限定がないが、実態が個人と異なる法人もあることから、自衛能力や耐性のある投資家と認めるに足りる要件を別途設定する必要がある。
- ② 個人について、ファンド関係者の類型を含めることに異論はないが、富裕層個人の類型は、消費者被害の現状を踏まえ、少なくとも億単位の余剰資金をもって、投資性の金融取引を、年単位で継続的に行っている投資家という要件を満たすべきである。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

今般の規制改正案は、以上の提案を勘案しつつ、適格機関投資家等特例業務のもとで投資家となることができる適格機関投資家以外の者を、以下のとおり限定している⁴。なお、規制改正案は、(i)特定投資家、(ii)特定投資家に準ずる者、(iii)金融商品取引業者と密接な関係を有する者、という3つのカテゴリーを設けて属性移行を認めないこととしている適格投資家向け投資運用業における適格投資家の要件(法第29条の5第3項、業府令第16条の3、施行令第15条の10の5)を参考としていると見受けられる。

(1) 法人

- ① 金融商品取引業者及び登録金融機関（施行令第17条の12第1項第1号）
又はその子会社等もしくは関連会社等（業府令第233条の2第4項第2号イ）
- ② 集団投資スキーム（ファンド）の資産運用業者（施行令第17条の12第1項第2号）
- ③ 上場会社（施行令第17条の12第1項第4号）
又はその子会社等もしくは関連会社等（業府令第233条の2第4項第2号ロ）
- ④ 資本金5000万円超の非上場株式会社（施行令第17条の12第1項第5号）
又はその子会社等もしくは関連会社等（業府令第233条の2第4項第2号ハ）
- ⑤ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人⁵（施行令第17条の12第1項第6号）
- ⑥ 資産流動化法第2条第3項の特定目的会社（同項第7号）
- ⑦ 存続厚生年金基金又は一定の要件を満たす企業年金基金（同項第8号）
- ⑧ 外国法人（同項第9号）
- ⑨ その他の法人（同項第11号）
 - (a) 以下のいずれかに該当する法人（業府令第233条の2第4項第1号）
 - (7) 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が保有する投資性金融資産総額が3億円以上であると見込まれること
 - (イ) ファンドGPとして取引を行う場合であって、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、ファンドが保有する投資性金融資産総額が3億円以上であると見込まれること
 - (b) 一定要件を満たす資産管理会社（業府令第233条の2第4項第3号、第4号）
 - (c) 外国籍ファンドのGP(ファンド持分の保有者が適格機関投資家又は上記①から⑨(b)までもしくは下記(2)のいずれかの要件を満たす者である場合に限る。)（業府令第233条の2第4項第5号）

⁴ 法制上は、金商法において適格機関投資家等特例業務の対象となる投資者の範囲は「適格機関投資家等」であることが求められており、適格機関投資家以外の者で適格機関投資家等に該当する者の範囲の詳細は施行令で定められることとなっている。現行法の施行令第17条の12第1項は、これを単に「適格機関投資家以外の者」と定めているため、一般投資家を含め適格機関投資家等の範囲に制限がなかった。改正案は、これを改め、適格機関投資家以外の者であることに加えて、本稿に列挙されている要件のいずれかを満たすべきことを求めるという規制構造となっている。

⁵ 国立大学などはこれに含まれるものと考えられる。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

(2) 個人

- ① ファンド関係者（施行令第17条の12第1項第3号）
 - (a) 当該ファンド資産運用業者の役員（業府令第233条の2第1項第1号）
 - (b) 当該ファンド資産運用業者の使用人（業府令第233条の2第1項第2号）
 - (c) 当該ファンド資産運用業者の親会社等（業府令第233条の2第1項第3号）
- ② 以下のいずれかの要件を充足する個人（施行令第17条の12第1項第10号）
 - (a) 以下の全てに該当する個人（業府令第233条の2第3項第1号）
 - (7) 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該個人が保有する投資性金融資産総額が1億円以上であると見込まれること
 - (イ) 証券口座を開設後1年を経過していること
 - (b) ファンド GP として取引を行う場合であって、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、ファンドが保有する投資性金融資産総額が3億円以上であると見込まれること（業府令第233条の2第3項第2号）
 - (c) 外国籍ファンドの GP（ファンド持分の保有者が適格機関投資家又は上記(1)の①から⑨(b)までもしくは(2)のいずれかの要件を満たす者である場合に限る。）（業府令第233条の2第4項第5号）

3. 監督指針の改正案

施行令と業府令の改正案に併せて、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）の改正案も公表されており、適格機関投資家等特例業者の業務の適切性に関する当局の検証体制について一定の変更が加わっている。その主要なものは以下のとおりである。

(1) 勧誘・説明態勢

従前より掲げられていた虚偽の表示・説明の禁止に関する留意事項に加え、①法令等に定める範囲内の者のみを投資家としていること、②適格機関投資家以外の者が49人を超えていないことにつき確認し、確認内容についての社内記録を作成の上でこれを保存することが求められることになった（監督指針 IX-1-1(1)⑤）。

(2) 適格機関投資家等特例業者等の要件が満たされることが疑われる場合

日常の監督事務又は証券検査等によって、適格機関投資家等特例業者が、適格機関投資家等以外の者に対して勧誘を行っていると思われる場合や、適格機関投資家以外の者が49人を超えていると思われる場合には、当該業者に報告徴求を行い（法第63条第7項）、必要に応じ無登録業者への対応に準じた以下のような対応がとられることになる（監督指針 IX-1-1(2)、IX-2-4、II-1-1(7)）。

- ① 無登録に至った原因に故意性・悪意性がなく、投資者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに金融商品取引業の登録を求める。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

- ② 無登録に至った原因に故意性・悪意があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、その行為を直ちに止めようとするよう文書による警告を行う。
- ③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合には、必要に応じて捜査当局に対して告発を行う。
- ④ 警告や告発の措置をとった場合には、対象業者やその代表者の名称、所在地等をウェブサイトで公表する。

(3) 実態把握

監督当局は、適格機関投資家等特例業者の業務の状況把握のため、報告徴求権限の行使として、かねてよりモニタリング調査票に対する回答を求めている（法第 63 条第 7 項）。このモニタリング調査や届出書類の事後確認等を通じて行う適格機関投資家等特例業者の業務執行の実態把握においては、従前の、実体のない投資事業有限責任組合ではないか否か、出資適格機関投資家の出資が名目的なものとなっていないか、という観点に加えて、適格機関投資家等である旨が適切に確認された者以外の者に対してファンド勧誘が行われていないか、適格機関投資家以外の者が 49 人を超えていないかについても確認することが明記された（監督指針 IX-1-2(2)③）。

また、適格機関投資家等特例業者が遵守しなければならない金商法上の規制（虚偽告知や損失補填の禁止等）の遵守、顧客資産の流用や運用内容に関する虚偽報告など投資者保護上問題のある行為が行われていないかについても確認することが明記された（監督指針 IX-1-2(2)④）。

これらは、上述の証券取引等監視委員会の建議に記載された、法令違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例を踏まえてのものである。

報告徴求命令に対して回答を行わなかった場合には、違法業者として届出業者リストから「直ちに」削除されたうえで、「問題があると認められた適格機関投資家等特例業者リスト」に掲載される（監督指針 IX-2-2(2)）。監督指針改正案には、新たに「直ちに」という文言が加えられ、違法業者に対して厳しい態度で臨む姿勢がうかがわれる。なお、言うまでもないことであるが、報告徴求命令に対して回答を行わず又は虚偽の回答をすることは犯罪であり、1 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金に処され、又は併科され、法人につき 2 億円以下の罰金が科される（法第 198 条の 6 第 10 号、法第 207 条第 1 項第 4 号）。

4. 施行日

規制改正の施行日は、2014 年 8 月 1 日が予定されている。経過措置として、施行日までに勧誘行為を開始したファンド持分についてのファンド運用行為は、運用期間が終了するまでの間は、従前の例によるものとされている。すなわち、施行日までに特例業務届出者が勧誘を開始した投資者については、そのファンドの運用との関係では、今般の

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

厳格化された投資家要件を充足していない場合であっても、特例業務届出者の法令違反とはならない。

Ⅲ. 改正案を踏まえた実務上の留意事項

上述のとおり、今般の規制改正は、適格投資家向け投資運用業における適格投資家に関する規制に類似する規制構造となっている。本稿執筆時点ではまだパブリックコメントの回答は公表されていないが、適格投資家向け投資運用業の導入に関する法令等改正に際しての金融庁の2012年2月10日付「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（以下「適格投資家パブコメ回答」という。）を踏まえると、今後以下の点を引き続き注視する必要があると考えられる。

1. 要件充足性の確認方法

適格機関投資家以外の投資者の要件について、その確認方法に関する特段の定めはない。特に資産要件については、取引の状況その他の事情から合理的に判断することが要件となっていることとの関係で、具体的にどのような方法により確認すればよいかの問題となりうる。

この点、適格投資家パブコメ回答によると、適格投資家については、例えば自己申告の内容や任意に提出された資料（財務諸表、取引残高報告書等）等を活用することにより、全体として「合理的に判断」して、資産要件の充足が見込まればよいとされている。

適格機関投資家等特例業務における適格機関投資家以外の投資者の資産要件についても、適格投資家と同様の文言が用いられており、同様に理解してよいということになるか、パブコメ回答を注視する必要がある。

2. 要件の充足時期

適格機関投資家等特例業務の規定は、ファンド持分の勧誘に関する特例であるとともにファンドの運用に関する特例でもあることから、勧誘時に投資家が適格機関投資家等に該当することを確保しなければならないのみならず、ファンド運用の期間中にわたってこの要件の該当性を確保しなければならないとの考え方がとられることが予想される⁶。

特に個人の投資者など資産要件が定められているものについては、ファンド期間中に投資性金融資産が目減りすること等により要件を充足しなくなる可能性があり、これにどのように対応するかが実務上の問題となりうる。

⁶ 上述の経過措置の規定は、ファンド期間中も投資家が適格機関投資家等に該当することが必要であるとの理解を前提とした内容となっている。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

この点、適格投資家パブコメ回答によると、資産保有額について可能な範囲で確認していたにもかかわらず、その事情を知ることが困難であった場合には、基本的に、投資者から通知を受ける等によりその事情が明らかになるまでは、なお要件に該当しうるものとされている。

適格機関投資家等特例業務における適格機関投資家以外の投資者の資産要件についても、適格投資家と同様の文言が用いられており、この点についても同様に理解してよいということになるか、パブコメ回答を注視する必要がある。

3. 適格機関投資家等の要件を充足しなくなった場合

ファンドはその期間を通じて適格機関投資家を有していなければならないのと同様、適格機関投資家以外の投資家が施行令第17条の12第1項各号に定めるいずれかの要件を継続的に充足することを確保しなければならないと、可能な範囲で必要かつ適切な管理体制を整備することが重要であると考えられる。

仮に期中に投資家が要件を充足しなくなる事態が生じた場合、ファンド運用者は、その投資家に対して、要件を充足する者に持分を譲渡するよう求める、又は特例の利用をあきらめて本則に戻って投資運用業の登録を取得するなどといった手当てをしなければならない。

この場合、直ちに無登録業者として法第29条違反となるのかについては、議論がありうる。この点、適格投資家パブコメ回答によると、そのような事態に陥ったことが真にやむを得ない事情によるものかどうかにつき、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものとされている。

なお、監督指針IX-2-5によると、適格機関投資家等特例業者が要件を満たさなくなった場合、監督当局は以下の対応を行うこととしている。

(1) 措置命令

特例業務届出者に対する措置命令を定める法第63条第5項は、特例業務開始時に資金拠出者が適格機関投資家等の要件を満たしていたものの、特例業務届出者の責めに帰さない何らかの理由で当該要件を満たさなくなったときを想定したものであるとされている。この場合、3ヶ月以内の期間を定めて、特例業務届出者の業務を他の金融商品取引業者に移管させる等の措置を命ずるものとされている。

(2) 上記(1)以外の場合

適格機関投資家以外の者が49人を超えることとなる場合には、法第63条の特例を適用されず、特例業務届出者は、無登録で投資運用業を行うことになる。この場合、監督当局は、先述した無登録業者への対応に準じた対応を行うこととされている（監督指針IX-2-5(2)、II-1-1(7)、上記II.3.(2)参照）。

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

4. その他

(1) 非居住者の取扱い

改正法案は、外国法人については適格機関投資家等に含まれるものとして取扱う一方で、非居住者たる個人についてそのような取扱いを認めていない。したがって、非居住者についても、個人の適格機関投資家等の要件のいずれかに該当している必要がある。

(2) 証券口座の履歴

改正法案は、富裕層類型の個人について、証券口座を開設後1年を経過していることを求めることとしているが、この証券口座は単に開設され1年を経過していさえすればよいのか、という点が論点となりうる。

適格投資家パブコメ回答においては、この点、開設後1度も使用されていない証券口座であっても、要件を充足するものと回答されており、適格機関投資家等特例業務についても同様の回答となるか、パブコメ回答を確認する必要がある。また、口座開設要件については「合理的に判断」「見込まれる」という文言が含まれていないことに関連して、特例業務届出者が個人投資家の証券口座開設の有無と開設期間を確認する具体的な方法についても、パブコメの結果が注目される。

セミナー

- セミナー 『シンセティック CDO の法務<<基礎編>>～信託 ABL スキームを題材として～』
- 開催日時 2014年7月4日(金) 13:30～16:30
- 講師 江平 享
- 主催 株式会社セミナーインフォ

文献情報

- 本 『一般行員のためのコンプライアンス[改正第4版]』
- 出版社 社団法人地方銀行協会 2014年4月30日刊
- 著者 松井 秀樹(監修・共著)、池田 和世(監修・共著)、石川 貴教(監修・共著)、小田 大輔(監修・共著)、足立 格(共著)、池田 毅(共著)、緑川 芳江(共著)、山内 洋嗣(共著)、近澤 諒(共著)、武田 彩香(共著)、白根 央(共著)
- 本 『管理者のためのコンプライアンス[改訂第5版]』
- 出版社 社団法人全国地方銀行協会 2014年4月30日刊
- 著者 松井 秀樹(監修・共著)、池田 和世(監修・共著)、石川 貴教(監修・共著)、伊藤 憲二(共著)、児島 幸良(共著)、小田 大輔(共著)、足立

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

格(共著)、大野 志保(共著)、緑川 芳江(共著)、山内 洋嗣(共著)、
近澤 諒(共著)、白根 央(共著)

- 論文 「金融機関の内部監査—金融行政における位置付けとその将来像—」
掲載誌 銀行法務 21 No. 772 2014 年 5 月号
著者 江平 享
- 論文 「日証協ガイドラインに基づく社内ルール整備後の実務対応上のポイント」
掲載誌 銀行実務 Vol. 44 No. 6 2014 年 6 月号
著者 児島 幸良
- 本 『逐条解説 2013 年金融商品取引法改正』
出版社 株式会社商事法務 2014 年 5 月 10 日刊
著者 樋口 彰(共著)
- 論文 「実務相談 銀行法 [第 30 回] 銀行の業務範囲(16) 業務に関する規制⑤ (外部委託④)」
掲載誌 金融法務事情 1993 号 2014 年 5 月 10 日号
著者 小田 大輔
- 論文 「日証協高齢者ガイドラインに関する実務対応のポイント」
掲載誌 金融法務事情 1993 号 2014 年 5 月 10 日号
著者 児島 幸良
- 本 『金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 45 号)の概要』
出版社 株式会社きんざい 2014 年 5 月 14 日刊
著者 樋口 彰(共著)
- 論文 「保険募集規制に係る最近の保険業法および保険監督指針の改正動向」
掲載誌 金融法務事情 1025 号
著者 足立 格
- 論文 「平成 26 年金商法改正案～開示規制の合理化、クラウド・ファンディングの活用なるか～」
掲載誌 ビジネス法務 Vol. 14 No. 7 2014 年 7 月号
著者 峯岸 健太郎

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

- 論文 「個人取引における利益相反管理-相続関連、PB、FP を中心に-」
掲載誌 月刊金融ジャーナル No. 694 2014年6月号
著者 小田 大輔

- 論文 「「経営者保証ガイドライン」を踏まえた実務運営を行うに当たっての留意点」
掲載誌 銀行実務 Vol. 44 No. 6 2014年6月号
著者 足立 格

- 論文 「保険業法改正の概要と銀行の保険窓販業務への影響」
掲載誌 銀行法務 21 No. 773 2014年6月号
著者 足立 格

- 論文 「Q&A 相談室：貸金業規制の改正」
掲載誌 企業会計 Vol. 66 No. 7 2014年7月号
著者 江平 享

- 論文 「実務相談 銀行法[第31回] 銀行の業務範囲(17) 業務に関する規制⑥(外部委託⑤)」
掲載誌 金融法務事情 1995号 2014年6月10日号
著者 小田 大輔

NEWS

- [飯田 耕一郎 弁護士が Asian-MENA Counsel 誌の External Counsel of the Year 2013 を受賞しました](#)
Asian-MENA Counsel 誌による、External Counsel of the Year 2013 に、当事務所の飯田 耕一郎 弁護士が選ばれました。

- [Financial Times 誌による、Asia-Pacific Innovative Lawyers Report の FT Law 25 ranking list of Asia Headquartered Law Firms にて 4 位に選ばれました](#)
Financial Times 誌は、2014年6月12日に、同誌では初となる Asia-Pacific Innovative Lawyers Report を発表し、当事務所は、Asia-Pacific Innovative Lawyers Report の FT Law 25 ranking list of Asia Headquartered Law Firms で 4 位に選ばれました。また、コーポレート、不動産、ファイナンスの各分野での当事務所の業務、及び ASEAN 地域でより効果的にクライアントの依頼に対して応える当事務所の戦略について表彰を受けました。

なお、Asia-Pacific でのランキングは今回が初めてだったものの、FT Innovative

FINANCIAL REGULATION BULLETIN

Lawyers Report 自体はヨーロッパでは9年目を迎える有力なランキングであり、広く権威がある評価の高いランキングであると認識されております。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com